



鳥取県公報

平成 25 年 3 月 26 日 (火)
号外第 26 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 規 則	鳥取県控除対象特定非営利活動法人の指定手続等に関する条例施行規則 (7) (鳥取力創造課) 5 鳥取県税条例の一部を改正する条例附則第 6 項の規則で定める日を定める規則 (8) (税務課) 12 鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例施行規則 (9) (医療指導課) 13 鳥取県立保育専門学院学則の一部を改正する規則 (10) (子育て応援課) 15 鳥取県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則 (11) (青少年・家庭課) . . 16 保健所の使用料及び手数料の減免に関する規則の一部を改正する規則 (12) (健康政策課) 17 鳥取県立高等技術専門校規則の一部を改正する規則 (13) (雇用人材総室) 18 鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則 (14) (会計指導課) 23 職場適応訓練委託規則を廃止する規則 (15) (雇用人材総室) 24
-------	---

==== 公布された規則のあらまし ====

◇鳥取県控除対象特定非営利活動法人の指定手続等に関する条例施行規則の新設について

1 規則の新設理由

鳥取県控除対象特定非営利活動法人の指定手続等に関する条例（以下「条例」という。）が制定されることに伴い、条例の施行に関し必要な事項を定める。

2 規則の概要

- (1) 控除対象特定非営利活動法人としての指定の申出書、役員の変更の届出書、解散の届出書等の様式を定める。
- (2) 控除対象特定非営利活動法人としての指定の申出に関する書類の縦覧及び謄写の方法を定める。
- (3) 指定手続完了後に周知すべき事項は、条例に定めるもののほか、控除対象特定非営利活動法人でなくなる日及び指定した法人のホームページアドレスとする。
- (4) 更新の申出は、控除対象特定非営利活動法人となった日から起算して5年を経過する日の8月前から5月前までの別に定める期間内に行わなければならない。
- (5) インターネットの利用により公表しなければならない書類は、次のとおりとする。
 - ア 役員報酬規程等
 - イ 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項
 - ウ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日
- (6) 役員報酬規程等の提出は、各事業年度終了の日の翌日から3月以内に行わなければならない。
- (7) 施行期日等
 - ア 施行期日は、公布日とする。
 - イ 所要の経過措置を講ずる。

◇鳥取県税条例の一部を改正する条例附則第6項の規則で定める日を定める規則の新設について

1 規則の新設理由

社会福祉法人に対する自動車税の課税免除に係る経過措置の適用期間の終期を定める。

2 規則の概要

- (1) 第一種社会福祉事業を営む社会福祉法人が専ら入所者の通園等の用に供する自動車で、平成18年9月30日において自動車税が免除されていたものが、障害者自立支援法の施行に伴い当該事業が第二種社会福祉事業に移行することで自動車税を課されることとなったものについて、経過措置として自動車税を課さないこととする期間は、平成25年3月31日までとする。
- (2) 施行期日は、公布日とする。

◇鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例施行規則の新設について

1 規則の新設理由

鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例の施行に伴い、その施行に関し必要な事項を定める。

2 規則の概要

- (1) 知事指定薬物の製造等の禁止から除かれる正当な理由がある場合は、次に掲げる場合とする。
 - ア 医療等の用途に供するために知事指定薬物の製造等を行う場合
 - イ 医薬品、医薬部外品又は化粧品の研究開発又は製造に利用するために知事指定薬物の製造等を行う場合
 - ウ 医事若しくは薬事又は自然科学に関する記事を掲載する医薬関係者等向けの新聞又は雑誌により知事指定薬物の広告を行う場合
- (2) 立入調査等を行う職員の身分証明書及び禁止行為を行った者に対する警告書の様式を定める。
- (3) 施行期日は、平成25年7月1日とする(2)の一部を除き、公布日とする。

◇鳥取県立保育専門学院学則の一部改正について

1 規則の改正理由

鳥取県立保育専門学院が平成27年3月31日をもって廃止されるため、その日までに卒業できない者の除籍について、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 院長は、生徒が平成27年3月31日までに卒業することができないと認めるときは、除籍をすることができる。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、平成25年4月1日とする。

◇鳥取県青少年健全育成条例施行規則の一部改正について

1 規則の改正理由

鳥取県青少年健全育成条例の一部が改正され、青少年による薬物の使用を著しく誘発し、又は助長し、その健全な成長を阻害するおそれのあるものが有害図書類の指定対象に加わったことに伴い、当該指定の基準を定める。

2 規則の概要

- (1) 青少年による薬物の使用を著しく誘発し、又は助長し、その健全な成長を阻害するおそれのあるものとして有害図書類に指定する基準は、全体的な内容が薬物の使用を興味本位に取り扱うことを主眼としていると認められるもので、次のいずれかに該当するものであることとする。
 - ア 薬物の危険性及び法令等の規制について十分に示さないで、薬物が心身に及ぼす作用又は使用場面を具体的に表現するもの
 - イ 薬物の価格、入手方法、使用方法又は製造方法を詳細かつ具体的に表現するもの
 - ウ その他素材、表現等がア又はイのいずれかと同程度以上に青少年の薬物の使用を誘発し、又は助長するおそれのあるもの
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、公布日とする。

◇保健所の使用料及び手数料の減免に関する規則の一部改正について

1 規則の改正理由

肝炎ウイルス検査の受診を促進するため、肝炎ウイルス検査に係る手数料の免除期間を延長する。

2 規則の概要

- (1) 保健所における肝炎ウイルス検査に係る手数料を免除する期間の終期を平成26年3月31日（現行 平成25年3月31日）とする。
- (2) 施行期日は、公布日とする。

◇鳥取県立高等技術専門校規則の一部改正について

1 規則の改正理由

鳥取県立高等技術専門校の位置、名称等を定める条例の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 鳥取県立高等技術専門校が鳥取県立産業人材育成センターに組織改正されることに伴う所要の規定の整備を行う。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日等
 - ア 施行期日は、平成25年4月1日とする。
 - イ 所要の経過措置を講ずる。

◇鳥取県収入証紙規則の一部改正について

1 規則の改正理由

鳥取県立高等技術専門校の位置、名称等を定める条例及び鳥取県手数料徴収条例の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 証紙による収入の方法により徴収する歳入を定めた別表中、引用している鳥取県立高等技術専門校の位置、名称等を定める条例の名称及び条項並びに鳥取県手数料徴収条例の条項を改める。
- (2) 施行期日は、公布日とする(1)の一部を除き、平成25年4月1日とする。

◇職場適応訓練委託規則の廃止について

1 規則の廃止理由

公共職業訓練（委託訓練）と重複し、求職者からの相談もない職場適応訓練を廃止する。

2 規則の概要

- (1) 職場適応訓練委託規則は、廃止する。
- (2) 施行期日等
 - ア 施行期日は、平成25年4月1日とする。
 - イ 鳥取県訓練手当支給規則について、所要の規定の整備を行う。

規 則

鳥取県控除対象特定非営利活動法人の指定手続等に関する条例施行規則をここに公布する。

平成25年3月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第7号

鳥取県控除対象特定非営利活動法人の指定手続等に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鳥取県控除対象特定非営利活動法人の指定手続等に関する条例（平成25年鳥取県条例第4号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(指定手続の申出書)

第3条 条例第3条第1項の申出書は、様式第1号のとおりとする。

(公告、縦覧等)

第4条 条例第3条第3項の規定による公告は、鳥取県公報により行うものとする。

2 条例第3条第3項の規定による縦覧は、次に定めるところにより行うものとする。

(1) 縦覧は、未来づくり推進局鳥取力創造課、中部総合事務所地域振興局及び西部総合事務所地域振興局において行うものとする。

(2) 縦覧時間は、午前9時から午後5時までとする。

(3) 鳥取県の休日を定める条例（平成元年鳥取県条例第5号）第1条第1項に規定する県の休日その他知事が特に必要と認める日においては、縦覧を行わないものとする。

(4) 縦覧をしようとする者は、縦覧簿に必要な事項を記載しなければならない。

(5) 縦覧をする書類は、縦覧の場所の外に持ち出してはならない。

3 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、前項の縦覧の中止を命ずることができる。

(1) 職員の指示に従わない者

(2) 縦覧をする書類を損傷し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある者

(3) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある者

4 知事は、条例第3条第2項の書類について、鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）及び鳥取県個人情報保護条例（平成11年鳥取県条例第3号）の趣旨を踏まえてインターネットを利用する方法により公表することができる。

(実績判定期間の月数の計算方法)

第5条 条例第4条第1項第3号の規定を適用する場合において実績判定期間に1月に満たない端数があるときは、1月として計算する。

(合併した特定非営利活動法人の特例)

第6条 合併した特定非営利活動法人が条例第4条第1項各号に掲げる基準に適合するか否かの判定は、次に定めるところにより行う。

(1) 条例第4条第1項第1号及び第4号に掲げる基準については、当該特定非営利活動法人が基準に適合する場合に適合と判定する。

(2) 条例第4条第1項第2号、第3号、第5号及び第6号に掲げる基準については、当該特定非営利活動法人及び合併によって消滅した特定非営利活動法人を一の法人とみなして基準に適合する場合に適合と判定す

る。

(3) 条例第4条第1項第7号に掲げる基準については、当該特定非営利活動法人及び合併によって消滅した特定非営利活動法人のいずれかが基準に適合する場合に適合と判定する。

2 合併によって設立した特定非営利活動法人であって申出の日までに合併後最初の事業年度が終了していないものに対する条例第2条第3項及び第4条第1項第7号の規定の適用については、合併によって消滅した特定非営利活動法人の合併の直前に終了した事業年度の末日のうちいずれか遅い日をこれらの規定に規定する直前に終了した事業年度の末日とみなす。

(指定手続完了後に周知すべき事項)

第7条 条例第6条第2項第7号の規則で定める事項は、控除対象特定非営利活動法人に係る控除対象特定非営利活動法人でなくなる年月日及びホームページアドレスとする。

(更新の申出)

第8条 条例第7条ただし書の規定による再度指定手続を行うための申出は、控除対象特定非営利活動法人でなくなる日の8月前から5月前までの間に行わなければならない。

(役員の変更等の届出)

第9条 条例第8条第1項の規定による届出は、様式第2号の届出書を知事に提出して行わなければならない。

(控除対象特定非営利活動法人がその事務所に備え置くべき書類)

第10条 条例第9条第2項第3号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項

(2) 資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項

(3) 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項

ア 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第1順位から第5順位までの取引

イ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）若しくは三親等以内の親族（以下この号において「役員等」という。）との取引

ウ 役員等の使用人若しくは役員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者又はこれらの者の配偶者若しくはこれらの者と生計を一にしている三親等以内の親族との取引

(4) 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項

(5) 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日

2 条例第9条第2項第4号の規則で定める書類は、条例第4条第1項第5号及び第6号に掲げる基準に適合している旨並びに条例第5条各号のいずれにも該当していない旨を説明する書類とする。

(インターネットの利用により公表する書類)

第11条 条例第9条第5項の規則で定める書類は、同条第2項第2号に掲げる書類並びに同項第3号に掲げる書類のうち前条第1項第2号及び第5号に掲げる事項を記載したものとする。

(役員報酬規程等の提出)

第12条 条例第10条第1項の規定による書類の提出は、各事業年度終了の日の翌日から3月以内に、様式第3号により行わなければならない。

2 条例第10条第2項の規定による書類の提出は、助成金の支給後遅滞なく、様式第4号により行わなければならない。

(役員報酬規程等の公開)

第13条 第4条第2項の規定は、条例第11条の規定による閲覧について準用する。

2 条例第11条の規定による書類の謄写（以下「謄写」という。）は、次に定めるところにより行うものとする。

(1) 謄写の請求をする者は、謄写を求める書類及び謄写の方法を明らかにした書面又は電磁的記録を、未来づくり推進局鳥取力創造課、中部総合事務所地域振興局又は西部総合事務所地域振興局に提出し、又は送信

するものとする。

(2) 謄写は、複写機により用紙に出力したもの若しくはスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（CD-R若しくはDVD-R）に複写したものの交付又はスキャナにより読み取ってできた電磁的記録の電子メールによる送信の方法により行うものとする。

3 謄写を請求する者は、当該謄写に要する費用を負担するものとし、その費用の額は、鳥取県情報公開条例施行規則（平成12年鳥取県規則第8号）第8条の規定の例により算定した額とする。

(解散の届出)

第14条 条例第12条の規定による届出は、様式第5号の届出書を知事に提出して行わなければならない。

(合併の届出)

第15条 条例第13条第1項の規定による届出は、様式第6号の届出書を知事に提出して行わなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第5条及び第6条の規定は、この規則の施行の日前にされた申出についても適用する。

3 平成25年3月31日までの第13条第2項第1号の規定の適用については、同号中「中部総合事務所地域振興局」とあるのは「中部総合事務所県民局」と、「西部総合事務所地域振興局」とあるのは「西部総合事務所県民局」とする。

様式第1号（第3条関係）

控除対象特定非営利活動法人指定（更新）申出書

職 氏 名 様

控除対象特定非営利活動法人としての指定（指定の有効期間の更新）を受けたいので、次のとおり申し出ます。

年 月 日

郵便番号
主たる事務所の所在地
申出者 名 称
代表者の氏名 ㊟
電話番号

1 設立年月日

年 月 日

2 事業の内容

(1) 特定非営利活動に係る事業

(2) その他の事業

3 事業を行う県内の地域

4 過去の指定の有無 有 ・ 無

(過去の指定の有効期間 年 月 日 ～ 年 月 日)

5 実績判定期間

年 月 日から 年 月 日まで

6 その他

(1) 主たる事務所の連絡先

ファクシミリ	メールアドレス	その他の連絡先

(2) 主たる事務所以外の県内にある事務所の有無 有 ・ 無

所在地	電話番号	ファクシミリ	その他の連絡先

添付書類

- 1 鳥取県控除対象特定非営利活動法人の指定手続等に関する条例（以下「条例」という。）第4条第1項の規定に適合する旨を説明する書類
- 2 条例第5条各号に掲げる欠格事由のいずれにも該当しない旨を説明する書類
- 3 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
- 4 直近の事業報告書等
- 5 役員名簿
- 6 定款等

注

- 1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
- 2 添付書類の4から6までについては、特定非営利活動促進法の規定によりこれらの書類を知事に提出している場合で、その内容に変更がないときは、その添付を要しない。

様式第2号（第9条関係）

控除対象特定非営利活動法人変更届出書

職 氏 名 様

次の事項について変更があったので、鳥取県控除対象特定非営利活動法人の指定手続等に関する条例第8条第1項の規定により届け出ます。

年 月 日

郵便番号
住 所
届出者 名 称
代表者の氏名 ㊟
電話番号

変更事項	変更前	変更後	変更年月日

添付書類

- 1 役員に変更があった場合にあつては、変更後の役員名簿
- 2 定款に変更があった場合にあつては、変更後の定款

注

- 1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
- 2 「変更事項」の欄には、「役員」「定款」「名称」「代表者」「主たる事務所及び県内の事務所の所在地」「事業の内容」「事業を行う県内の地域」「ホームページアドレス」の別を明記すること。
- 3 役員又は定款の変更であつて、特定非営利活動促進法第23条第1項若しくは第25条第6項の規定による届出又は同条第4項の規定による申請書の提出をしたときは、この届出を要しない。

様式第3号（第12条関係）

控除対象特定非営利活動法人役員報酬規程等提出書

職 氏 名 様

鳥取県控除対象特定非営利活動法人の指定手続等に関する条例（以下「条例」という。）第10条第1項の規定により、別添のとおり書類を提出します。

年 月 日

郵便番号

住 所

提出者 名 称

代表者の氏名

Ⓜ

電話番号

添付書類

- 1 特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第28条第1項に規定する事業報告書等
- 2 前事業年度の地方税法第37条の2第4項に規定する寄附者名簿
- 3 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程
- 4 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項を記載した書類
- 5 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項を記載した書類
- 6 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項を記載した書類
 - (1) 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第1順位から第5順位までの取引
 - (2) 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）若しくは三親等以内の親族（以下「役員等」という。）との取引
 - (3) 役員等の使用人若しくは役員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者又はこれらの者の配偶者若しくはこれらの者と生計を一にしている三親等以内の親族との取引
- 7 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項を記載した書類
- 8 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日を記載した書類
- 9 条例第4条第1項第5号及び第6号に掲げる基準に適合する旨を説明する書類
- 10 条例第5条各号に掲げる欠格事由のいずれにも該当しない旨を説明する書類

注

- 1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
- 2 法第29条の規定による事業報告書等の提出をしたときは、添付書類の1を要しない。

様式第4号（第12条関係）

控除対象特定非営利活動法人助成金支給実績提出書

職 氏 名 様

助成金の支給を行ったので、鳥取県控除対象特定非営利活動法人の指定手続等に関する条例第10条第2項の規定により、次のとおり当該助成の実績を提出します。

年 月 日

郵便番号

住 所

提出者 名 称

代表者の氏名 ㊟
電話番号

支給年月日	支給対象者	支給金額	助成対象の事業等
年 月 日		円	
年 月 日		円	

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第5号（第14条関係）

控除対象特定非営利活動法人解散届出書

職 氏 名 様

次のとおり控除対象特定非営利活動法人を解散したので、鳥取県控除対象特定非営利活動法人の指定手続等に関する条例第12条の規定により、届け出ます。

年 月 日

郵便番号
住 所
届出者 名 称
清算人の氏名 ㊟
電話番号

- 1 解散年月日
- 2 解散の理由
- 3 残余財産の処分方法

添付書類 解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書

注

- 1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
- 2 特定非営利活動促進法第31条第3項の規定による書面の提出又は同条第4項の規定による届出をしたときは、この届出を要しない。

様式第6号（第15条関係）

控除対象特定非営利活動法人合併届出書

職 氏 名 様

年 月 日付で特定非営利活動促進法第34条第3項の認証の申請を行ったので、鳥取県控除対象特定非営利活動法人の指定手続等に関する条例第13条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

郵便番号
住 所
届出者 名 称
代表者の氏名 ㊟
電話番号

	法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	事業の内容
--	-------	--------	------------	-------

合併後存続する法人又は合併によって設立する法人				
合併によって消滅する法人				

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

鳥取県税条例の一部を改正する条例附則第6項の規則で定める日を定める規則をここに公布する。

平成25年3月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第8号

鳥取県税条例の一部を改正する条例附則第6項の規則で定める日を定める規則

鳥取県税条例の一部を改正する条例（平成18年鳥取県条例第54号）附則第6項の規則で定める日は、平成25年3月31日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例施行規則をここに公布する。

平成25年 3 月 26 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第 9 号

鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例（平成25年鳥取県条例第 6 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(正当な理由がある場合)

第 2 条 条例第11条ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 薬事法（昭和35年法律第145号）第76条の 4 に規定する医療等の用途に供するために条例第11条第 1 号、第 2 号及び第 4 号に掲げる行為を行う場合
- (2) 薬事法第12条第 1 項の許可を受けた者が当該許可に係る同法第 2 条第 1 項に規定する医薬品、同条第 2 項に規定する医薬部外品又は同条第 3 項に規定する化粧品の研究開発又は製造に利用するために条例第11条第 1 号、第 2 号及び第 4 号に掲げる行為を行う場合
- (3) 医事若しくは薬事又は自然科学に関する記事を掲載する医師、薬剤師その他の医薬関係者又は自然科学に関する研究に従事する者向けの新聞又は雑誌により条例第11条第 3 号に掲げる行為を行う場合

(身分証明書)

第 3 条 条例第12条第 2 項の証明書は、様式第 1 号によるものとする。

(警告書)

第 4 条 条例第13条第 3 項の書面は、様式第 2 号によるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 4 条の規定は、平成25年 7 月 1 日から施行する。

様式第 1 号（第 3 条関係）

(表)

	身 分 証 明 書	第	号
<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: 0 auto;"> <p style="text-align: center; margin: 0;">写真</p> </div>	<p>所 属</p> <p>職 氏 名</p>		
<p>上記の者は、鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例第12条第 1 項の規定により立入調査等を行う職員であることを証明する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">鳥取県知事 印</p>			

(裏)

鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例（抜粋）

（立入調査等）

第12条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、前条各号に掲げる行為若しくは薬事法第76条の4若しくは第76条の5に規定する行為（以下「禁止行為」という。）を行い、若しくは行った疑いのある者に対して、必要な報告をさせ、又はその職員に、大臣指定薬物若しくは知事指定薬物若しくはこれらに該当する疑いがある物を取り扱う場所その他必要な場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査又は質問を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

備考 用紙の大きさは、縦5.3センチメートル、横8.5センチメートルとする。

様式第2号（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

鳥取県知事

印

警 告 書

あなた（次の者）が行った下記1の行為は、鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例第11条第 号の規定に違反するので、同条例第13条第1項（第2項）の規定により、下記2の措置を採るよう警告します。

記

1 行為

（1） 行為を行った者の氏名

（2） 行為の日時

（3） 行為の場所

（4） 行為の内容

2 採るべき措置

鳥取県立保育専門学院学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 3 月 26 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第10号

鳥取県立保育専門学院学則の一部を改正する規則

鳥取県立保育専門学院学則（昭和53年鳥取県規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前		
<p>(除籍) 第18条 略</p> <p><u>2 前項に定める場合のほか、院長は、生徒が平成27年3月31日までに卒業することができないと認めるときは、除籍をすることができる。</u></p> <p>別表第2（第9条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>備考</p> <p>1・2 略</p> <p>3 選択必修科目のうち障害児（者）福祉、障害児（者）支援並びに障害児（者）支援実習の科目を履修し、及び単位を修得した生徒に対しては、居宅介護従業者養成研修に係る2級課程の修了証明書を授与する。</p>	略	<p>(除籍) 第18条 略</p> <p>別表第2（第9条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>備考</p> <p>1・2 略</p> <p>3 選択必修科目のうち障害児（者）福祉、障害児（者）支援並びに障害児（者）支援実習の科目を履修し、及び単位を修得した生徒に対しては、<u>居宅介護従業者養成研修（障害者等（障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第2条第1項第1号に規定する障害者等をいう。）に対する入浴、排せつ及び食事等の介護並びに調理、洗濯及び掃除等の家事に関する知識及び技術を習得することを目的として行われる研修であって、障害者自立支援法第30条第1項第2号イ及び第43条の規定に基づく基準において指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものの資格となるものをいう。）に係る2級課程の修了証明書を授与する。</u></p>	略
略			
略			

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

鳥取県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第11号

鳥取県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県青少年健全育成条例施行規則（昭和56年鳥取県規則第12号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(フィルタリングの機能の基準)</p> <p>第5条 条例第12条の2第1項の規則で定める基準は、次に掲げるもののいずれについても、文字、音声又は映像の全部又は一部の受信を防止することが選択できる機能を有するものであることとする。</p> <p>(1)～(3)</p> <p>(4) 条例第11条第1項第4号ア及びイに掲げる物（以下この号において「<u>薬物等</u>」という。）の入手方法、使用方法又は作用を教示して<u>薬物等</u>の使用を唆し、又は助けるもの<u>その他薬物等</u>の使用を誘発するおそれのあるもの</p> <p>(5) 略</p> <p>(有害図書類の指定の基準)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>条例第13条第1項第3号の規則で定める基準は、</u> <u>全体的な内容が条例第11条第4号アに規定する薬物</u> <u>(以下この項において「薬物」という。)の使用を</u> <u>興味本位に取り扱うことを主眼としていると認めら</u> <u>れるもので、次の各号のいずれかに該当するもので</u> <u>あることとする。</u></p> <p>(1) <u>薬物の危険性及び法令等の規制について十分</u> <u>に示さないで、薬物が心身に及ぼす作用又は使用</u> <u>場面を具体的に表現するもの</u></p> <p>(2) <u>薬物の価格、入手方法、使用方法又は製造方</u> <u>法を詳細かつ具体的に表現するもの</u></p> <p>(3) <u>その他素材、表現等が前2号のいずれかと同</u> <u>程度以上に青少年の薬物の使用を誘発し、又は助</u> <u>長するおそれのあるもの</u></p>	<p>(フィルタリングの機能の基準)</p> <p>第5条 条例第12条の2第1項の規則で定める基準は、次に掲げるもののいずれについても、文字、音声又は映像の全部又は一部の受信を防止することが選択できる機能を有するものであることとする。</p> <p>(1)～(3)</p> <p>(4) 条例第11条第1項第4号アからエまでに掲げる物（以下この号において「<u>薬物</u>」という。）の入手方法、使用方法又は作用を教示して<u>薬物</u>の使用を唆し、又は助けるもの<u>その他薬物</u>の使用を誘発するおそれのあるもの</p> <p>(5) 略</p> <p>(有害図書類の指定の基準)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

保健所の使用料及び手数料の減免に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第12号

保健所の使用料及び手数料の減免に関する規則の一部を改正する規則

保健所の使用料及び手数料の減免に関する規則（昭和44年鳥取県規則第21号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
(使用料等の免除) 第2条 保健所の長（以下「保健所長」という。） は、公衆衛生の向上及び増進を図るために必要と認める次の表の左欄に掲げる事業を実施する場合には、同表の右欄に掲げる者に対して、当該事業の実施に必要な試験検査等に係る使用料等を免除するものとする。		(使用料等の免除) 第2条 保健所の長（以下「保健所長」という。） は、公衆衛生の向上及び増進を図るために必要と認める次の表の左欄に掲げる事業を実施する場合には、同表の右欄に掲げる者に対して、当該事業の実施に必要な試験検査等に係る使用料等を免除するものとする。	
事業	対象者	事業	対象者
略		略	
肝炎ウイルス検査	平成20年1月1日から <u>平成26年3月31日</u> までの間に、肝炎ウイルス検査（C型肝炎ウイルス検査又はHBs抗原検査に限る。）を受ける者	肝炎ウイルス検査	平成20年1月1日から <u>平成25年3月31日</u> までの間に、肝炎ウイルス検査（C型肝炎ウイルス検査又はHBs抗原検査に限る。）を受ける者
略		略	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県立高等技術専門校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 3 月 26 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第13号

鳥取県立高等技術専門校規則の一部を改正する規則

鳥取県立高等技術専門校規則（昭和45年鳥取県規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																								
<p><u>鳥取県立産業人材育成センター規則</u></p>	<p><u>鳥取県立高等技術専門校規則</u></p>																								
<p>目次</p> <p><u>第1章 総則（第1条）</u></p> <p><u>第2章 職業訓練の実施（第2条－第5条）</u></p> <p><u>第3章 入校（第6条－第10条）</u></p> <p><u>第4章 授業料等（第11条－第17条）</u></p> <p><u>第5章 欠席、退校等（第18条－第22条）</u></p> <p><u>第6章 雑則（第23条・第24条）</u></p> <p>附則</p> <p><u>第1章 総則</u></p>	<p>目次</p> <p><u>第1章 総則（第1条）</u></p> <p><u>第2章 職業訓練の実施（第2条－第5条）</u></p> <p><u>第3章 入校（第6条－第10条）</u></p> <p><u>第4章 授業料等（第11条－第17条）</u></p> <p><u>第5章 欠席、退校等（第18条－第22条）</u></p> <p><u>第6章 雑則（第23条・第24条）</u></p> <p>附則</p> <p><u>第1章 総則</u></p>																								
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>鳥取県立産業人材育成センター</u> <u>条例</u>（昭和44年鳥取県条例第37号。以下「<u>条例</u>」という。）<u>第12条</u>の規定に基づき、<u>鳥取県立産業人材育成センター</u>（以下「<u>センター</u>」という。）の訓練課程の訓練科、訓練生定員、訓練期間その他必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>第2章 職業訓練の実施</u></p> <p>(職業訓練の種類等)</p> <p>第2条 <u>センター</u>の行う職業訓練の種類、訓練課程及び訓練科並びにその訓練生定員及び訓練期間は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">職業訓練を行う施設の名称</th> <th style="width: 10%;">職業訓練の種類</th> <th style="width: 10%;">訓練課程</th> <th style="width: 15%;">訓練科</th> <th style="width: 10%;">訓練生定員</th> <th style="width: 10%;">訓練期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鳥取県立産業人材育成セン</td> <td>略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	職業訓練を行う施設の名称	職業訓練の種類	訓練課程	訓練科	訓練生定員	訓練期間	鳥取県立産業人材育成セン	略					<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>鳥取県立高等技術専門校</u>の位置、名称等を定める<u>条例</u>（昭和44年鳥取県条例第37号。以下「<u>条例</u>」という。）<u>第9条</u>の規定に基づき、<u>鳥取県立高等技術専門校</u>（以下「<u>専門校</u>」という。）の訓練課程の訓練科、訓練生定員、訓練期間その他必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(職業訓練の種類等)</p> <p>第2条 <u>専門校</u>で行う職業訓練の種類、訓練課程及び訓練科並びにその訓練生定員及び訓練期間は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">専門校の名称</th> <th style="width: 10%;">職業訓練の種類</th> <th style="width: 10%;">訓練課程</th> <th style="width: 15%;">訓練科</th> <th style="width: 10%;">訓練生定員</th> <th style="width: 10%;">訓練期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鳥取県立倉吉高等技術専門</td> <td>略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	専門校の名称	職業訓練の種類	訓練課程	訓練科	訓練生定員	訓練期間	鳥取県立倉吉高等技術専門	略				
職業訓練を行う施設の名称	職業訓練の種類	訓練課程	訓練科	訓練生定員	訓練期間																				
鳥取県立産業人材育成セン	略																								
専門校の名称	職業訓練の種類	訓練課程	訓練科	訓練生定員	訓練期間																				
鳥取県立倉吉高等技術専門	略																								

ター倉吉校（以下「倉吉校」という。）
鳥取県立産業人材育成センター米子校（以下「米子校」という。）

校
鳥取県立米子高等技術専門学校

2 前項に定めるもののほか、商工労働部長は、次に掲げる短期課程の普通職業訓練の訓練科並びにその訓練生定員及び訓練期間を定めることができる。

- (1) 職業能力の開発及び向上を図る機会を確保するために倉吉校又は米子校で行う必要があると認められる普通職業訓練
- (2) 条例第2条第3項後段の規定によりセンターの行う職業訓練とみなされる普通職業訓練

(教科及び訓練時間)

第3条 センターの行う職業訓練の教科及び訓練時間は、商工労働部長が別に定める。

(休業日)

第4条 休業日は、次に掲げるとおりとする。

- (1)～(5) 略
- (6) 前各号に定めるもののほか、校長（倉吉校及び米子校の長をいう。以下同じ。）が特に休業を必要と認めた日

2 略

第3章 入校

2 商工労働部長（鳥取県事務処理権限規則（平成8年鳥取県規則第32号）第6条又は第7条の規定により知事の権限に属する事務の委任を受けた鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）第14条第2項に規定する商工労働部長をいう。以下同じ。）は、特に必要があると認めるときは、前項に定めるもののほか、短期課程の普通職業訓練の訓練科並びにその訓練生定員及び訓練期間を定めることができる。

(教科及び訓練時間)

第3条 専門校の教科及び訓練時間は、商工労働部長が別に定める。

(休業日)

第4条 休業日は、次に掲げるとおりとする。

- (1)～(5) 略
- (6) 前各号に定めるもののほか、校長（鳥取県事務処理権限規則第6条又は第7条の規定により知事の権限に属する事務の委任を受けた鳥取県立倉吉高等技術専門校の長及び鳥取県立米子高等技術専門校の長をいう。以下同じ。）が特に休業を必要と認めた日

2 略

(入校志願手続)

第6条 センターに入校しようとする者（次項に規定する者を除く。以下「入校志願者」という。）は、入校願書（様式第1号）に生徒募集要項で指定された書類を添えて、校長に提出しなければならない。

2 短期課程の普通職業訓練を受けるためセンターに入校しようとする者（条例第9条第1項本文の規定により受講料を徴収する者に限る。）は、次に掲げる事項を記載した受講申込書を校長に提出しなければならない。

- (1) 受けようとする職業訓練を行う施設の名称及び訓練科
 (2)～(4) 略

第4章 授業料等

(授業料の納付)

第11条 条例第8条に定める授業料は、前期（4月1日から同年9月30日までの期間をいう。以下同じ。）分にあつては4月30日までに、後期（10月1日から翌年3月31日までの期間をいう。以下同じ。）分にあつては10月31日までに、それぞれ当該授業料の2分の1に相当する額を納付しなければならない。

2 略

(受講料)

第12条 条例第9条第2項の規則で定める訓練は、PCネットワーク科及び情報セキュリティ科において行う訓練とし、その受講料の額は、1時間につき400円とする。

(入校志願手続)

第6条 専門校に入校しようとする者（次項に規定する者を除く。以下「入校志願者」という。）は、入校願書（様式第1号）に生徒募集要項で指定された書類を添えて、校長に提出しなければならない。

2 第2条第1項又は第2項の短期課程の普通職業訓練を受けるため入校しようとする者（条例第7条第1項の規定により受講料を徴収する者に限る。）は、次に掲げる事項を記載した受講申込書を校長に提出しなければならない。

- (1) 入校しようとする専門校の名称及び訓練科
 (2)～(4) 略

(入校選考料手数料の納付)

第11条 入校志願者は、条例第4条の規定による入校選考手数料を、同条第2項に規定する額に相当する額の証紙（鳥取県収入証紙条例（昭和39年鳥取県条例第9号）に規定する証紙をいう。以下同じ。）を入校願書の所定の場所にはり付けて納付しなければならない。

(入校料の納付)

第12条 入校を許可された者は、条例第5条の規定による入校料を、同条第2項に規定する額に相当する額の証紙を誓約書の所定の場所にはり付けて納付しなければならない。

(授業料の納付)

第13条 条例第6条に定める授業料は、前期（4月1日から同年9月30日までの期間をいう。以下同じ。）分にあつては4月30日までに、後期（10月1日から翌年3月31日までの期間をいう。以下同じ。）分にあつては10月31日までに、それぞれ当該授業料の2分の1に相当する額を納付しなければならない。

2 略

(受講料)

第14条 条例第7条第2項の規則で定める訓練は、PCネットワーク科及び情報セキュリティ科において行う訓練とし、その受講料の額は、1時間につき400円とする。

<p>(受講料の納付) 第13条 略</p>	<p>(受講料の納付) 第15条 略</p>
<p>(授業料等の減免) 第14条 条例第10条の規定による入校選考手数料及び入校料（以下「入校選考手数料等」という。）の減免は、次に掲げる者について行うものとする。 （1）・（2） 略 2 条例第10条の規定による授業料の減免は、次に掲げる者について行うものとする。 （1）・（2） 略 3 略</p>	<p>(授業料等の減免) 第16条 条例第8条の規定による入校選考手数料及び入校料（以下「入校選考手数料等」という。）の減免は、次に掲げる者について行うものとする。 （1）・（2） 略 2 条例第8条の規定による授業料の減免は、次に掲げる者について行うものとする。 （1）・（2） 略 3 略</p>
<p>(減免辞退の届出) 第15条 略</p>	<p>(減免辞退の届出) 第17条 略</p>
<p>(減免の取消し) 第16条 略</p>	<p>(減免の取消し) 第18条 略</p>
<p>(既納の授業料等) 第17条 略</p>	<p>(既納の授業料等) 第19条 略</p>
	<p>(生徒の寄宿) 第20条 生徒は、校長の許可を受けて寄宿舎に入寮することができる。</p>
<p>第5章 欠席、退校等</p>	
<p>(欠席) 第18条 略</p>	<p>(欠席) 第21条 略</p>
<p>(退校) 第19条 略</p>	<p>(退校) 第22条 略</p>
<p>(賞罰) 第20条 略</p>	<p>(賞罰) 第23条 略</p>
<p>第21条 校長は、倉吉校又は米子校の適正な運営を図るために必要があると認めるときは、生徒に対し必要な指示をし、訓告し、又は出席停止を命ずることができる。</p>	<p>第24条 校長は、専門校の適正な運営を図るために必要があると認めるときは、生徒に対し必要な指示をし、訓告し、又は出席停止を命ずることができる。</p>
<p>第22条 校長は、次の各号のいずれかに該当する生徒に対して退校を命ずることができる。</p>	<p>第25条 校長は、次の各号のいずれかに該当する生徒に対して退校を命ずることができる。</p>

<p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>倉吉校又は米子校</u>の秩序を著しく乱し、その他生徒としての本分に反した者</p> <p>(5) 略</p> <p><u>第6章 雑則</u></p> <p>(生徒の寄宿)</p> <p><u>第23条</u> 生徒は、校長の許可を受けて寄宿舎に入寮することができる。</p> <p>(委任)</p> <p><u>第24条</u> この規則に定めるもののほか、<u>センター</u>の管理及び運営に関し必要な事項は、別に定める。</p>	<p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>専門校</u>の秩序を著しく乱し、その他生徒としての本分に反した者</p> <p>(5) 略</p> <p>(委任)</p> <p><u>第26条</u> この規則に定めるもののほか、<u>専門校</u>の管理及び運営に関し必要な事項は、別に定める。</p>
--	--

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の前日に改正前の鳥取県立高等技術専門校規則の規定により行われた処分その他の行為で同日以後もその効力を有するものは、改正後の鳥取県立産業人材育成センター規則の規定により行われた処分その他の行為とみなす。

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 3 月 26 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第14号

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則

鳥取県収入証紙規則（昭和39年鳥取県規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
別表第 1（第 2 条、第 7 条、第 8 条、第 13 条関係） 1 使用料及び手数料 (1)～(18) 略 (19) <u>鳥取県立産業人材育成センター条例（昭和44年鳥取県条例第37号）第 6 条第 1 項及び第 7 条第 1 項の規定に基づく手数料</u> (20)～(24) 略 (25) 鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）第 2 条第 1 項の規定に基づく手数料（同項第15号から <u>第15号の 5 まで</u> 、第19号の 2、第181号、第224号から <u>第225号の 3 まで</u> 、第327号及び第328号に規定する手数料を除く。） (26) 略 2 略	別表第 1（第 2 条、第 7 条、第 8 条、第 13 条関係） 1 使用料及び手数料 (1)～(18) 略 (19) <u>鳥取県立高等技術専門校の位置、名称等を定める条例（昭和44年鳥取県条例第37号）第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項の規定に基づく手数料</u> (20)～(24) 略 (25) 鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）第 2 条第 1 項の規定に基づく手数料（同項第15号から <u>第15号の 4 まで</u> 、第19号の 2、第181号、第224号、 <u>第225号</u> 、第327号及び第328号に規定する手数料を除く。） (26) 略 2 略

附 則

この規則は、平成25年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 1 の 1 の (25) の改正規定（「、第225号」を「から第225号の 3 まで」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

職場適応訓練委託規則を廃止する規則をここに公布する。

平成25年 3 月 26 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第15号

職場適応訓練委託規則を廃止する規則

職場適応訓練委託規則（昭和39年鳥取県規則第 4 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

（鳥取県訓練手当支給規則の一部改正）

2 鳥取県訓練手当支給規則（昭和42年鳥取県規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（訓練手当の支給対象者）</p> <p>第 3 条 訓練手当は、雇用対策法施行規則（昭和41年労働省令第23号。以下「省令」という。）第 2 条第 2 項第 1 号、第 3 号から第 8 号の 3 まで、第10号から第12号まで及び附則第 2 条第 1 項第 2 号のいずれかに該当する求職者であって、県内に所在する公共職業安定所の長の指示により次に掲げる職業訓練を受けているものに対して支給する。</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） 略</p> <p>2 訓練手当は、前項に規定する者のほか、省令第 2 条第 3 項に規定する離農転職者であって、公共職業能力開発施設を行う短期課程の職業訓練を受けているものに対して支給する。</p> <p>（受給資格の申請及び認定等）</p> <p>第11条 訓練手当の支給を受けようとする者は、訓練手当受給資格認定申請書（様式第 1 号）（以下「認定申請書」という。）を知事に提出しなければならない。この場合において、<u>その者の受ける職業訓練が公共職業能力開発施設を行う職業訓練であるときは、公共職業能力開発施設の長を経由するものとする。</u></p>	<p>（訓練手当の支給対象者）</p> <p>第 3 条 訓練手当は、雇用対策法施行規則（昭和41年労働省令第23号。以下「省令」という。）第 2 条第 2 項第 1 号、第 3 号から第 8 号の 3 まで、第10号から第12号まで及び附則第 2 条第 1 項第 2 号のいずれかに該当する求職者であって、県内に所在する公共職業安定所の長の指示により次に掲げる職業訓練を受けているものに対して支給する。</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） <u>職場適応訓練委託規則（昭和39年鳥取県規則第 4 号）第 1 条に規定する職場適応訓練（以下「職場適応訓練」という。）</u></p> <p>（3） 略</p> <p>2 訓練手当は、前項に規定する者のほか、省令第 2 条第 3 項に規定する離農転職者であって、公共職業能力開発施設を行う短期課程の職業訓練<u>又は職場適応訓練</u>を受けているものに対して支給する。</p> <p>（受給資格の申請及び認定等）</p> <p>第11条 訓練手当の支給を受けようとする者は、訓練手当受給資格認定申請書（様式第 1 号）（以下「認定申請書」という。）を知事に提出しなければならない。この場合において、<u>その者が公共職業能力開発施設を行う職業訓練を受ける場合にあつては公共職業能力開発施設の長を、その者が職場適応訓練を受ける場合にあつては職場適応訓練を行う事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長を、</u>經由するものとする。</p>

2～4 略

様式第1号（第11条関係）

その1

略		
5 受講する職業訓練に関する事項		
受講する 訓練（該 当するも のに○）	公共職業訓練	求職者支援訓 練（認定職業 訓練）
略		
上記の申請者は、上記の職業訓練を受講して いることを証明する。 年 月 日 訓練を行う公共職業能力開発施設の名 称及び所在地 公共職業能力開発施設の長の職氏名 印		
略		

備考1 略

2 「5 受講する職業訓練に関する事項」
中、公共職業能力開発施設の長の証明の欄
は、受講する訓練が求職者支援訓練（認定職
業訓練）の場合には、使用しない。

その2

略		
上記のとおり受け付けた申請書を確認し、送付 します。 年 月 日 訓練を行う公共職業能力開発施設の名 称及び所在地 公共職業能力開発施設の長の職氏名 印		

備考1～8 略

9 公共職業能力開発施設の長の記名押印は、
受講する訓練が求職者支援訓練（認定職業訓
練）の場合には、不要とする。

10 略

様式第2号（第11条関係）

略

備考1 略

2 氏名、住所又は居所、家族の状況、通所方

2～4 略

様式第1号（第11条関係）

その1

略			
5 受講する職業訓練に関する事項			
受講する 訓練（該 当するも のに○）	公共職 業訓練	職場適 応訓練	求職者支 援訓練 （認定職 業訓練）
略			
上記の申請者は、上記の職業訓練を受講して いることを証明する。 年 月 日 訓練を行う公共職業能力開発施設（公 共職業安定所）の名称及び所在地 公共職業能力開発施設（公共職業安定 所）の長の職氏名 印			
略			

備考1 略

2 「5 受講する職業訓練に関する事項」
中、公共職業能力開発施設（公共職業安定
所）の長の証明の欄は、受講する訓練が求職
者支援訓練（認定職業訓練）の場合には、使
用しない。

その2

略			
上記のとおり受け付けた申請書を確認し、送付 します。 年 月 日 訓練を行う公共職業能力開発施設（公 共職業安定所）の名称及び所在地 公共職業能力開発施設（公共職業安定 所）の長の職氏名 印			

備考1～8 略

9 公共職業能力開発施設（公共職業安定所）
の長の記名押印は、受講する訓練が求職者支
援訓練（認定職業訓練）の場合には、不要と
する。

10 略

様式第2号（第11条関係）

略

備考1 略

2 氏名、住所又は居所、家族の状況、通所方

法その他訓練手当受給資格認定申請書（その1及びその2）を提出する際に申請書に記入した事項に変更があった場合には、速やかにその旨を知事に届け出ること。この場合において、公共職業訓練を受けている場合にあつては、公共職業訓練を行う施設の長を経由するものとする。

なお、事実を秘して不正に訓練手当を受給し、又は受給しようとした場合には、不正があつた日以後訓練手当の受給を中止することになる。

法その他訓練手当受給資格認定申請書（その1及びその2）を提出する際に申請書に記入した事項に変更があった場合には、速やかにその旨を知事に届け出ること。この場合において、公共職業訓練を受けている場合にあつては公共職業訓練を行う施設の長を、職場適応訓練を受けている場合にあつては職場適応訓練を行う事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長を、經由するものとする。

なお、事実を秘して不正に訓練手当を受給し、又は受給しようとした場合には、不正があつた日以後訓練手当の受給を中止することになる。

様式第3号（第12条関係）

その1

<p>訓練手当支給申請書（公共職業訓練用）</p> <p style="text-align: center;">（ 年 月分）</p> <p>年 月 日</p> <p>鳥取県知事 様</p> <p>下記のとおり訓練手当の支給を申請します。</p>
略
<p>上記の記載事項に誤りのないことを証明する。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">訓練を行う公共職業能力開発施設の名称及び所在地</p> <p style="text-align: right;">公共職業能力開発施設の長の職氏名</p> <p style="text-align: right;">印</p>

備考 略

様式第3号（第12条関係）

その1

<p>訓練手当支給申請書（公共職業訓練・<u>職場適応訓練</u>用）</p> <p style="text-align: center;">（ 年 月分）</p> <p>年 月 日</p> <p>鳥取県知事 様</p> <p>下記のとおり訓練手当の支給を申請します。</p>
略
<p>上記の記載事項に誤りのないことを証明する。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">訓練を行う公共職業能力開発施設（<u>公共職業安定所</u>）の名称及び所在地</p> <p style="text-align: right;">公共職業能力開発施設（<u>公共職業安定所</u>）の長の職氏名</p> <p style="text-align: right;">印</p>

備考 略